

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-46(政策13-施策⑨))

施策名	自殺対策の総合的推進					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	自殺対策推進室参事官 水本 圭祐				
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。また、自殺対策を効果的に実施し、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施するとともに、地域における自殺対策を強化するための事業を実施する。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。					目標設定の考え方・根拠	自殺対策基本法第1条		政策評価実施予定時期	平成28年3月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	24.2	17年	20%以上減少	28年度	20.7 (25年)	20.3 (26年)	19.8 (27年)	19.4 (28年)	-	-	-	-	自殺総合対策大綱(平成24年8月28日閣議決定)に定められている目標・平成28年までに自殺死亡率を平成17年に比べて20%以上減少。
2 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	33.2%	22年度	対前年度比増	27年度	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	-	-	-	-	-	自殺対策基本法第12条において、自殺防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされており、また、自殺総合対策大綱においても、国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組むこととされていることから、自殺対策に関する普及啓発など理解促進事業を実施することが必要であるが、その効果を測定するに当たっては、自殺対策を身近な問題として捉え理解する人の割合を測定指標とすることが適当であると思料。また、目標値の水準については、平成22年度政策評価事後評価結果を踏まえ設定。
3 市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合	73.7%	23年度	対前年度比増	平成26・27年度	対前年度比増	対前年度比増	-	-	-	-	-	-	地域における自殺対策を強化するためには、住民に身近な地域における取組が重要であることから、市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合を測定指標とした。
達成手段(開始年度)	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年・27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 自殺対策推進経費(平成19年度)	211	205	185	152	1.2	効果的な自殺対策の推進に資するため、自殺対策白書のとりまとめを通じて、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認及び自殺死亡率の推移の把握を行うほか、調査研究及び統計の分析により自殺の実態や施策の進捗状況等の把握や国民の理解を促進するために必要な広報啓発活動等を実施する。						0086 0091	
(2) 地域自殺対策緊急強化事業(地域自殺対策緊急強化基金)(平成21年度)	3,020	1,630	0	0	1.2,3	自殺総合対策大綱を踏まえ地域が行う下記の事業を行うための基金(都道府県に造成されている地域自殺対策緊急強化基金)への積み増しを行う。 ・対面相談型相談支援事業 ・電話相談支援事業 ・人材養成事業 ・普及啓発事業 ・強化モデル事業 平成27年度については、東日本大震災の避難者又は被災者向けの事業に限定して実施する。						0087 0092-01	
(3) 地域自殺対策緊急強化事業(地域自殺対策強化交付金)(平成26年度)	0	0	2,500	0	1.2,3	自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域が行う下記の事業を行う地方公共団体や民間団体等を支援する。 ・若年層対策事業 ・経済情勢の変化に対応した対策事業 ・その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業 補助率:10/10(若年層対策事業)、3/4(経済情勢の変化に対応した対策事業)、10/10・3/4・1/2(その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業)						- 0092-02	
施策の予算額・執行額	3,211 (3,140)	1,835 (1,766)	2,685 (141)	152	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			○第186回国会 参議院内閣委員会 森国務大臣所信(平成26年2月19日) 自殺対策については、一昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回り、昨年はさらに減少したものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、若年層対策や自殺未遂者対策などの課題に引き続き対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-50(政策14-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇恵					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進							
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。			目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」と定められている。			政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	21年度 (22年度は調査がないため)	前回調査以上のパーセンテージ	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
1 男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	55.1%		平成27年度		-	-	49.4%以上	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担意識に対する考え方を数値化したものである。 前回調査以上のパーセンテージを目指す。
2 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	44千件/月(平均)	22年度	平成27年度		過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する国民の認識の広がりを具体化したものである。 平成26年度から、官邸HPIに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度以降は平成25年度までと比較してアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。 平成27年度事前分析表策定時には上記のとおり26～28年度の3年間の平均値が25年度の値を上回ることを目標としていたが、その後、総合評価方式に移行するため政策評価実施予定時期を早めたことにより、26、27年度の2年間の平均値を指標とすることに改めた。
3 総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数	856件/月(平均)	23年度(22年度以前はデータがないため)	平成27年度		過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 総合情報誌「共同参画」は、男女共同参画社会の形成について国民に一層の普及啓発を図ることを目的として、国や地方公共団体、民間団体等における取組や国際情報等を取りまとめているものである。 当該情報誌に関する内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数は、男女共同参画に関する国民の認識の広がりを具体化したものである。 平成26年度から、官邸HPIに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度以降は平成25年度までと比較して男女共同参画局ホームページへのアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。 平成27年度事前分析表策定時には上記のとおり26～28年度の3年間の平均値が25年度の値を上回ることを目標としていたが、その後、総合評価方式に移行するため政策評価実施予定時期を早めたことにより、26、27年度の2年間の平均値を指標とすることに改めた。
4 「男女共同参画週間」ポスターデータの活用件数(ポスターデータのダウンロード件数)	294件	24年度(24年度からダウンロード登録を開始したため)	平成27年度		前年度以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画週間」ポスターは、平成24年度以降、地方公共団体をはじめ男女共同参画を推進する団体等に、男女共同参画局ホームページからデータをダウンロードしていただき、使用してもらう方法をとっている。 ダウンロード件数は、国民への広報・啓発活動の広がりを具体化したものである。 平成26年度から、官邸HPIに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度以降は平成25年度までと比較して男女共同参画局ホームページへのアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。 平成27年度事前分析表策定時には上記のとおり26～28年度の3年間の平均値が25年度の値を上回ることを目標としていたが、その後、総合評価方式に移行するため政策評価実施予定時期を早めたことにより、26、27年度の2年間の平均値を指標とすることに改めた。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
男女共同参画に関する普及・啓発に必要な経費(平成6年度)	19(25)	21(18)	21(17)	37		1,2,3,4	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により、男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。					0097	
施策の予算額・執行額	19(25)	21(18)	21(17)	37	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-51(政策14-施策②))

<p>施策名</p>	<p>男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携</p>				<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 池永 肇恵</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>男女共同参画社会の形成の促進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発のほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>男女共同参画社会基本法第20条において「国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」と定められている。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>							<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合</p>	<p>70%</p>	<p>19年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>27年度</p>	<p>25年度 80%以上</p>	<p>26年度 前年度以上</p>	<p>27年度 前年度以上</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度 -</p>	<p>30年度 -</p>	<p>31年度 -</p>	<p>毎年度、男女共同参画週間のキャッチフレーズに合うよう、また、アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、講演者やパネリスト等を選定することで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当指標の設定を行った。</p>
<p>2 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合</p>	<p>75%</p>	<p>23年度</p>	<p>80%</p>	<p>27年度</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>地域における男女共同参画施策、専門調査会の動向、前年度の参加者のアンケートなどにより、毎年度時宜にかなったテーマで実施し、より高い効果が期待できる内容にしている。 ・本情報交換会の目的(国の施策の周知、グループ討議の実施)を踏まえ、より多くの自治体からの参加が望ましく、参加率を80%と設定した。</p>
<p>3 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合</p>	<p>82% (基礎研修) 94% (苦情処理)</p>	<p>21年度</p>	<p>100%</p>	<p>27年度</p>	<p>-</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・自治体職員、行政相談委員及び人権擁護委員等への男女共同参画に関する研修であり、各自治体、各方面に情報伝達していただくとともに、全国からの研修出席者間の情報交換・ネットワーク形成により、地方における男女共同参画行政の推進を支援することを目的としている。 ・研修内容は、男女共同参画に関する最近の取組の説明、講演、情報交換会を行う。 ・この目的を踏まえ、情報交換を重視し全国からより多くの出席者を指すため、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定した。</p>
<p>4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数</p>	<p>89% 5団体</p>	<p>22年度</p>	<p>85%以上 3団体</p>	<p>27年度</p>	<p>80% 1団体</p>	<p>85%以上 3団体</p>	<p>85%以上 3団体</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(95団体(平成25年8月16日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(13団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。 ・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。 ・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。 ・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果及びその後の実績値の推移を踏まえ、85%と設定した。 ・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(3団体以上)を含めて共催することを目標として設定した。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費 (平成13年度)	90 (66)	75 (61)	81 (55)	50	1,2,3,4	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。	0098
施策の予算額・執行額	90 (66)	75 (61)	81 (55)	50	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-52(政策14-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の促進				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇史				
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・平和・開発』への貢献」が定められている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 海外要人の来訪件数(我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)	19回	25年度	前年度以上	27年度	-	-	前年度以上	-	-	-	-	・海外向けの広報や国際会議等への出席の際の積極的な情報発信の結果として、我が国の施策や取組に関する情報提供や意見交換を求める海外の要人の来訪が増加しており、情報発信の効果を測る指標として適当。 ・26年度は、「日本再興戦略」改定2014に、女性活躍の取組のさらなる推進が掲げられたことや、総理や男女共同参画担当大臣等による、国際的な場における女性の活躍推進に関する積極的な発言が海外から高い評価を受け、25年度から26年度にかけて件数が増加した。今年度以降もこの高い実績値を維持することを目標とする。 ・第三次男女共同参画社会基本計画の計画期間に合わせ、目標年度は平成27年度とする。
2 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1%	21年度	50%以上	27年度	-	-	50%以上	-	-	-	-	我が国の男女共同参画施策については、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上にかかる動きと連動して推進してきた。国際的規範や基準、取組の国内における実施強化のためにも、それらの国内へも浸透に努めることが重要であり、浸透度を測る指標として適当であると考えたため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 国際会議への出席回数(国際交流・国際協力の推進)	10回	10回	9回	8回	8回	各種国際会議への出席回数は、各国代表との意見交換や情報収集・発信の推進状況を測る参考指標として適当であると考えたため。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国際交流・国際協力の促進に必要な経費(25年度)	-	20(12)	19(15)	17	1.2	「国連婦人の地位委員会(CSW)」 「APEC女性と経済フォーラム」等の男女共同参画に関する国際会議へ出席し、国際的な意思決定の場に我が国の基本的な考え方を反映させるとともに、英文冊子を配布するなど、日本の男女共同参画に関する施策を海外に積極的に紹介する。また、国際会議等を通じ、女性の地位向上のための取組方針・事例等について聴取したことを国内に向け、会議、広報紙、HP、facebook等により積極的に紹介し、浸透を図る。				0099		
施策の予算額・執行額	-	20(12)	19(15)	17	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第189国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋) 私は、女性の力を強く信じます。家庭で、地域社会で、職場で、それぞれの場で活躍している全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を作り上げて参ります。					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-53(政策14-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐				
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められている。		政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所	21年度	100か所	27年度	69か所	84か所	100か所	-	-	-	-	-	・第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標。 ・被害者に身近な市町村に相談窓口を設置し、必要な相談・支援を受けられる環境整備を推進していることから設定。
2 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	82%	24年度	80%	27年度	-	70%	80%	-	-	-	-	-	・基本計画の中の具体的施策に若年層に対する予防啓発の拡充・教育・学習の充実を図るという項目があり、本研修への参加率が高まることは、若年層に対する予防啓発の重要性の認識の向上や指導者の育成につながるため設定。
3 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	62%	24年度	95%	27年度	-	92%	95%	-	-	-	-	-	・参加者の評価をもとに、内容の見直しを行い、充実した研修を実施できることから設定。
4 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	87%	24年度	90%	27年度	-	90%	90%	-	-	-	-	-	・基本計画の中の具体的施策に性犯罪被害者支援の取組促進についての項目があり、本研修への参加率が高まることは、性犯罪被害者に接する多くの相談員等の育成につながるため設置。
5 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	86%	24年度	90%	27年度	-	90%	90%	-	-	-	-	-	・参加者の評価をもとに、内容の見直し等を行うことにより、性犯罪被害者支援についてより充実した研修を実施できることから設定。
6 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	90%	24年度	90%	27年度	-	88%	90%	-	-	-	-	-	・基本計画の中の具体的施策の中に、相談員等の研修の充実についての項目があり、本研修への参加率が高まることは、多くの相談員の質の向上につながるから設定。
7 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	93.8%	24年度	92%	27年度	-	90%	93.8%	-	-	-	-	-	・参加者の評価をもとに、内容の見直しを行い、充実した研修を実施できることから設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
女性に対する暴力の根絶(1)に向けた取組に必要な経費	75(55)	61(51)	122(89)	161	1,2,3,4,5,6,7	・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うとともに、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発の促進等の取組を進める。 ・「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」を実施し、男女共同参画センター等の相談員等への研修を実施し、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境整備を推進する。 ・官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行い、相談員等の質の向上を図るとともに、地域における関係者の連携事例や先進的な取組みの共有・意見交換等を通じ、官官・官民のさらなる連携強化等の促進を図る。						0100	
施策の予算額・執行額	75(55)	61(51)	122(89)	161	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						-		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-54(政策14-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組										担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 大隈 由加里 調査課長 伊藤 誠一 総務課長 池永 肇恵	
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定への参画が促進されることが重要である。女性の参画の拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。										政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進			
達成すべき目標	「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との政府目標の達成に向けて、女性の参画の拡大に向けた取組を進め、企業における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合を、2020年30%に向けて着実に進展している状態となることを目指す。										目標設定の考え方・根拠	平成15年6月の男女共同参画推進本部にて決定された左欄の目標に向けて、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)においては、2020年30%達成に向けた中間目標として、平成27年度末までの各分野における具体的な成果目標を設定している。		政策評価実施予定時期	平成28年8月
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	17.4%	25年度	50%程度	27年度	-	40.0%	50.0%	-	-	-	-	・非財務情報としての「女性の活躍状況」に関する情報は、企業の中長期的な価値向上等の観点から重要性が高まっており、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月閣議決定)の中でも女性の活躍推進に向けた取組として位置づけられている。 ・2020年30%の達成に向けた取組の一つである一方で、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における役員・管理職の男女別構成等女性の登用状況の記載は任意であり、各企業の自主的な判断に基づいて記載される現状を踏まえて設定。			
測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.2%	20年度	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	27年度	-	-	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	-	-	-	-	平成15年6月の男女共同参画推進本部にて決定された「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標に向けて、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)においては、2020年30%達成に向けた中間目標として、平成27年度末までの各分野における具体的な成果目標を設定しており、政府全体として第3次男女共同参画基本計画に基づいて各府省でポジティブ・アクションなど様々な取組を進めているところである。 指導的地位に占める女性の割合の進捗状況を測るに当たって、成長戦略のFUでは代表的な指標として「国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」が挙げられている。本件施策「女性の参画の拡大に向けた」取組は、上記指標の改善を促すために各府省で様々な実施されている施策の一つであり、他の各種施策とともに、成果目標に向かっての指標の着実な進展を目的としている施策である。			
3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5%	21年度	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:10%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	27年度	-	-	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:10%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	-	-	-	-	平成15年6月の男女共同参画推進本部にて決定された「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標に向けて、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)においては、2020年30%達成に向けた中間目標として、平成27年度末までの各分野における具体的な成果目標を設定しており、政府全体として第3次男女共同参画基本計画に基づき、各府省でポジティブ・アクションなど様々な取組を進めているところである。 指導的地位に占める女性の割合の進捗状況を測るに当たって、成長戦略のFUでは代表的な指標として「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」が挙げられている。本件施策「女性の参画の拡大に向けた」取組は上記指標の改善を促すために各府省で様々な実施されている施策の一つであり、他の各種施策とともに、成果目標に向かっての指標の着実な進展を目的としている施策である。			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
女性の参画の拡大に向け (1) た取組に必要な経費 (平成9年度)	15 (10)	3 (2)	16 (21)	22	2, 3	①様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況につき、定期的に調査・分析を行い調査結果報告を作成・配布するとともに、様々な分野における女性の参画状況について、分野別、業種別、地域別等毎に分析を行う。 ②民間企業における社外役員等への女性の登用促進を図るべくデータベース化等を行って平成26年度に開設した「はばたく女性人材」の運用を行う。 ③「女性のチャレンジ応援プラン」及び「すべての女性が輝く政策パッケージ」など、女性の支援に関する様々な情報を、利用者に利便性の高い仕組みで一元的に提供するべく平成26年度に開設した「女性応援ポータルサイト」の利便性の向上を図るべく、コンテンツ追加・システム機能拡充等を実施する。	0101
女性の活躍推進に向けた (2) 「見える化」推進経費 (平成27年度)	—	10 (7)	11 (11)	11	1	①企業等における女性の活躍状況の「見える化(情報開示)」を促進するため、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等での開示を促進等 ②女性役員等の登用促進に向け、企業における取組の「見える化」を推進するため、役員等への女性登用に関する情報開示、役員等への女性登用の実績に優れた企業に対する顕彰を実施。	0102
施策の予算額・執行額	15 (10)	13 (9)	27 (32)	33	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「2020年には、あらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示、育児休業中の職業訓練支援など、女性登用に積極的な企業を応援してまいります」	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-56(政策14-施策⑦))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐			
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、岩手県・宮城県・福島県における地元行政機関の相談機能回復を図る。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」中、「相談しやすい体制の整備」が定められている。また、復興基本方針5(2)①(Ⅳ)に「女性の悩み相談を実施する。」と定められている。			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	100%	26年度	100%	27年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	対応困難な場合に、スーパービジョンを実施し、女性支援や相談対応の基盤強化を目的とした講義を実施し、相談対応の充実を図った実績を設定。
2 相談機能回復研修への募集定員に対する参加者の割合	-	-	80%	27年度	-	-	80%	-	-	-	-	
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 臨時相談窓口における相談件数(電話相談)	-	1,385件	5,069件	4,480件	1,556件	相談件数は、被災地での相談ニーズを表す一つの指標ではあるが、本事業は最終的に地元行政機関の相談窓口への移行を目指すものであることから、参考指標としたもの。 なお、電話相談については平成26年度からは福島県のみで実施しているため、相談件数が減少している。						
2 臨時相談窓口における相談件数(面接相談)	-	80件	504件	357件	588件	相談件数は、被災地での相談ニーズを表す一つの指標ではあるが、本事業は最終的に地元行政機関の相談窓口への移行を目指すものであることから、参考指標としたもの。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
東日本大震災による女性(1)の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費	77 (66)	92 (69)	70 (56)	67	1.2	・地方公共団体、民間団体と協力して、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)に臨時相談窓口を開設し、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。3県では、面接相談や仮設住宅等に訪問して相談を受け付け、県外避難者の多い福島県については、面接相談や訪問相談のほか、電話相談も受け付ける。 ・相談対応の充実を図るため、アドバイザーを派遣し、スーパービジョン等を実施する。 ・被災3県の地元行政機関の相談機能回復に資する研修も実施する。	0014					
施策の予算額・執行額	77 (66)	92 (69)	70 (56)	67	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-57(政策15-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	総務課長 山本 麻里				
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保						
達成すべき目標	信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(研究終了後1年時点)(%)	20%	平成24年度	30%	平成30年度	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、30年度には基準値の50%増を目標として設定。なお、研究課題は、研究終了後1年以降に評価等に活用されるものも多いが、基準値及び目標値設定の観点から、研究終了後1年間に活用された課題数を計上している。
2 国内外の学術誌に掲載された論文数(研究開始後2年時点) (1課題あたり平均)	2.2	平成24年度	3.3	平成30年度	2.3	2.4	2.5	3.0	3.0	3.3	3.3	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(平成17年度)	210 (207)	190 (184)	194 (188)	194	1, 2	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」(平成26年12月全部改定)に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。					0105	
施策の予算額・執行額	210 (207)	190 (184)	194 (188)	194	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-58(政策15-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局	作成責任者名	情報・勧告広報課長 植木 隆			
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、季刊誌、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保					
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	81.2%	平成22年度～平成24年度平均	基準値より増	平成25年度～平成27年度3年平均	60%	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より	—	—	—	—	平成22年度から24年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で81.2%であったことから、意見交換会・連続講座等において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で81.2%を上回ることを目標値として設定。
2 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	586千件	平成18年度～平成24年度の7中5	基準値より増	平成25年度～平成27年度3年平均	600千件	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より	—	—	—	—	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、震災等の大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 施経費 (平成15年度)	26 (16)	27 (20)	27 (25)	27	1,2	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。				0106	
施策の予算額・執行額	26 (16)	27 (20)	27 (25)	27	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」				

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
公益法人制度の適正な運 (1) 営の推進に必要な経費 (平成26年度)	—	—	94	89	1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・法人データベース、法人活動事例紹介 等 ・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等 ・申請のポイントを解説した動画コンテンツ、申請書の記載例 等 ○ニュースレター「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用 ○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した相談会、申請法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会等の法人支援 ○監督のための職員による公益法人への立入検査 ※予算額は、「公益認定等総合情報システム」の運用経費を含む。	0107
施策の予算額・執行額	—	—	94 (—)	89 (—)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第188回国会衆・参議院内閣委員会において、有村国務大臣から、公益法人の自己規律を高め、志をもった適正な法人による公益活動の信頼性の向上などに取り組む旨発言あり	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-60(政策17-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 籠宮 信雄 景気統計部長 中理 陽子				
施策の概要	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究所の推進						
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第5号		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	39,111	25年度	前年度比増	27年度	前年度並み	前年度並み	前年度比増	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。
2 景気指標に関するHPへのアクセス件数	300,948	25年度	前年度比増	27年度	前年度並み	前年度並み	前年度比増	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
経済社会活動の総合的研究(1) 究に必要な経費(平成12年度)	467 (360)	313 (254)	332	383	1,2	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の形で政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて国民への情報提供を行う。					-	
施策の予算額・執行額	467 (360)	313 (254)	332	383	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-61(政策17-施策②))

施策名	国民経済計算				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部企画調査課長 多田 洋介				
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算確報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号		政策評価実施予定時期	目標未達成時			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	23年度	100%	27年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せられたことを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表すること、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表することについて、公表を予定していた統計等の数に対する予定通り公表した統計等の数の割合を100%とすることを目標値として設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
2 新たな国際基準である2008年国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts 2008)への対応	一部事項のみ対応済み	24年度	2008SNAの実装完了及び計数の公表	28年度	個別項目の対応方針の検討	対応方針の決定	実装作業の開始	実装作業の完了及び計数の公表	-	-	-	国連において、1993SNAに代わる新たな国民経済計算体系として2008SNAが平成20～21年に採択されたことを受け、26年度から始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)により平成28年度末までに実施することとされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
国民経済計算に必要な経費(平成12年度)	252(192)	234(153)	223(184)	258	1, 2	・国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算確報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。 ・これら事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。					0109	
施策の予算額・執行額	252(192)	234(153)	223(184)	258	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-62(政策17-施策③))

施策名	人材育成、能力開発				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 小川尚良				
施策の概要	①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84.2%	平成20年度	87%以上	27年度	87%以上 92.9%	87%以上 90.3%	87%以上 -	-	-	-	-	各研修において研修員の87%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。 根拠:基準年度(調査開始年度)から平成24年度までの満足度の平均を目標値に設定
2 分析技能の習得・向上を図る研修での達成度	9.1点 /10点満点	平成26年度	9.1点以上 /10点満点	27年度	-	9.1点 9.1点	9.1点 9.5点	-	-	-	-	Excel技能研修等の分析技能の習得・向上を図る研修に於いて、平成26年度以降は研修終了時にレベルチェックを実施し、研修期間中の達成度を測る ※平成26年度実施結果を受けて、基準値及び目標値を設定した
3 語学関連研修での向上度	83.3%	平成26年度	83.3%以上	27年度	-	83.3%以上 83.3%	83.3%以上 -	-	-	-	-	語学研修では、受講前に全受講生のレベルチェックを実施していた。平成26年度以降は、研修終了時に再度レベルチェックを実施し、研修期間中の向上度を測る。一定のレベルアップが見られれば、当該研修の目的は達成されたと判断出来る為。 ※平成26年度実施結果を受けて、基準値及び目標値を設定した
4 SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	7名	平成24年度	7名以上	27年度	7名以上 7名	7名以上 7名	7名以上 7名	-	-	-	-	各国統計機関における本研修参加により、長期的に当該国SNA統計の精度向上が見込まれる為 根拠:各年度招聘者数を表示
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 経済研修所運営に必要な経費 (平成12年度)	13 (9)	13 (8)	13	13	1	各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施 ・発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施				0110		
施策の予算額・執行額	12 (9)	13 (8)	13	13	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-63(政策18-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営				担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室		作成責任者名	庶務課長 春山 勝			
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。 また、迎賓施設の役割について、多くの国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営						
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。その迎賓施設の役割について国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				目標設定の考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日 閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定) 「迎賓館別館の使用について」(平成24年6月11日 内閣総理大臣決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 年間参観者数	—	—	33,000人	平成27年度	—	—	33,000人	(検討中)	—	—	—	迎賓施設の役割について、多くの国民の理解を深めるため、平成27年度の参観者数(参観定員)である赤坂迎賓館(20,000人)及び京都迎賓館(13,000人)の合計を目標値として設定した。
2 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	0件	平成25年度	0件	平成27年度	0件	0件	0件	—	—	—	—	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで施設管理上の苦情等(迎賓館の責により寄せられた不満足の説明等)の経験はなく、賓客国から感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
3 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	100%	平成25年度	100%	平成27年度	100%	100%	100%	—	—	—	—	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで賓客国から要請された対応(合理的理由に基づく依頼等)については感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
4 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	81.5%	平成22年度	90%以上の維持	平成27年度	80%以上	90%以上	90%以上	—	—	—	—	迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、迎賓館参観及び前庭公開実施方法の改善に資するため設定。これまでの高評価は、参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応を行った結果。今後も過去の実績を踏まえ、高水準の満足度(90%以上)の評価を継続・維持することを目指す。 (実績推移: H22年81.5%、H23年85.0%、H24年93.3%、H25年93.5%、H26年95.0%)
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 赤坂迎賓館参観経費 (参観: 昭和50年度、前庭公開: 平成22年度)	15 (16)	15 (16)	16 (22)	19	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(参観、前庭公開)を実施。参観については、夏季に10日間実施。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合には抽選により参観者を決定。前庭公開については、秋季に3日間実施。入場は自由で申し込み等は不要。参観及び前庭公開ともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、説明員による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。					0111	
(2) 京都迎賓館参観経費 (平成17年度)	14 (13)	14 (12)	13 (13)	12	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。参観期間は10日間。応募多数の場合は、抽選により参観者を決定。参観に当たっては、接遇時のしつらいの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技能・伝統技術の説明の展示をし、また、説明員による各室の特徴等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。					0112	
施策の予算額・執行額	836 (794)	825 (789)	852 (813)	866	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					—		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-64(政策19-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進					担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	参事官 山崎 速人				
施策の概要	国民への広報啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。					政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進						
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。					目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律及び北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発を図ることとされている。	政策評価実施予定時期	平成31年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 北方対策本部ホームページへのアクセス件数	122,727件	23年度	150,000件	30年度	前年度比増 133,150件	前年度比増 161,896件					150,000件以上	150,000件以上	ホームページによる国民への周知度を測定する指標として適当であるため。 ※実績値は26年度11月よりアクセスログ解析のシステム変更により、再計算した数値である。
2 全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事(「独」北方領土問題対策協会が主催する行事を除く。)の回数	129回	15年度	100回以上	30年度	100回以上 144回	100回以上 140回					100回以上	100回以上	すそ野の広い国民の理解と関心を高めるため、全国各地において、各種大会、講演会、研修会、署名活動等が少なくとも毎年100回以上実施されるよう働きかけを行うことが必要であるため。
3 「北方領土問題教育者会議」の設置数	40都道府県	24年度	47都道府県	30年度	前年度比増 42都道府県	前年度比増 44都道府県			47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備に向け、全都道府県に「北方領土問題教育者会議」が設置されるよう働きかけを行う必要があるため。
4 「エリカちゃん」フェイスブックの「いいね」の数	997	25年度	前年度比増	30年度	基準年度 997	前年度比増 1623					前年度比増	前年度比増	相対的に北方領土問題への理解と関心が低い若年層をターゲットにした広報ツールとして、「独」北方領土問題対策協会が運営しているフェイスブックの認知度を上げる必要があるため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度								
1 全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	年51回	情報提供ツールとして、ホームページにおける随時の更新が適当であるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号						
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	197 (173)	75 (59)	85 (81)	77	1, 2	北方領土問題の早期解決のため、粘り強い外交交渉を後押しする国民世論の啓発、特に、若い世代への啓発として、修学旅行生等への学習機会の拡充などを実施することにより、国民の正しい理解と関心の促進を図ることが見込まれる。また、返還要求運動の原点とも言えるべき北方領土隣接地域における振興啓発事業を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。	-						
(2) 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金(平成15年度)	1,310 (1,310)	1,236 (1,236)	1,215 (1,215)	1,210	1, 2, 3, 4	(独)北方領土問題対策協会と連携したフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した啓発や「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等の活動を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。また、「北方領土問題教育者会議」の設置の要請を未設置県に行うこと等により、同会議の設立が見込まれる。	-						
施策の予算額・執行額	1,507 (1,483)	1,310 (1,295)	1,300 (1,295)	1,287	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアとは、戦後70年経った現在も、いまだ平和条約が締結できていない現実があります。プーチン大統領とは、これまで10回にわたる首脳会談を行ってまいりました。大統領の訪日を、本年の適切な時期に実現したいと考えております。これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、経済、文化など幅広い分野で協力を深めながら、平和条約の締結に向けて、粘り強く交渉を続けて参ります。(第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-69(政策21-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進				担当部局名	国際平和協力本部事務局	作成責任者名	参事官 小林 真一郎				
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。				政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進						
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。				目標設定の考え方・根拠	国際平和協力法第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。	政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価	平成26年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価					国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	国際平和協力業務等において、国連等の要請に対する我が国の派遣先・物資協力の件数が、国際平和協力法第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る参考となるため。						
国連等の要請に対する我が国の派遣先・物資協力の件数	・ゴラン高原国際平和協力業務 ・ネパール国際平和協力業務 ・スーダン国際平和協力業務 ・ハイチ国際平和協力業務 ・東ティモール国際平和協力業務 ・南スーダン国際平和協力業務 ・スーダン住民投票監視国際平和協力業務	・ゴラン高原国際平和協力業務 ・スーダン国際平和協力業務 ・ハイチ国際平和協力業務 ・東ティモール国際平和協力業務 ・南スーダン国際平和協力業務	・ゴラン高原国際平和協力業務 ・ハイチ国際平和協力業務 ・東ティモール国際平和協力業務 ・南スーダン国際平和協力業務 ・国連ハイチ安定化ミッションへの物資協力 ・国連高等弁務官事務所への物資協力 ・国連兵力引き離し監視隊への物資協力	・南スーダン国際平和協力業務 ・国際移住機関への物資協力 ・国連南スーダン共和国ミッションへの物資協力(第1回) ・国連南スーダン共和国ミッションへの物資協力(第2回)	・南スーダン国際平和協力業務							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	246 (173)	190 (77)	141 (74)	122	1	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。					0116	
(2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	41 (34)	39 (37)	37 (30)	47	1	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。					0117	
(3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	102 (97)	116 (153)	151 (124)	182	1	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。					0118	
施策の予算額・執行額	390 (303)	345 (267)	354 (228)	351	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)(抜粋)</p> <p>6 外交・安全保障の立て直し (戦後70年の「積極的平和主義」) 国連創設から70年にあたる本年、日本は、安全保障理事会・非常任理事国に立候補いたします。そして国連を21世紀にふさわしい姿へと改革する。その大きな役割を果たす決意であります。 本年こそ、「積極的平和主義」の旗を一層高く掲げ、日本が世界から信頼される国となる。</p> <p>国の存立を全うし、国民を守るための切れ目ない安全保障法制の整備について(平成26年7月1日閣議決定)(抜粋)</p> <p>2 国際社会の平和と安定への一層の貢献 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動(PKO)などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。</p>						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-70(政策22-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡					担当部局名	日本学術会議事務局	作成責任者名	企画課長 吉住啓作				
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡						
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					目標設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
1	学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	95%	平成26年度	85%以上	平成27年度	80%	前年度以上	前年度以上	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
2	地区会議公開講演会の開催回数来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	87%	平成26年度	85%以上	平成27年度	80%	前年度以上	前年度以上	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度								
1	共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	7回	7回	8回	8回	10回	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。						
2	学術フォーラムの開催回数	4回	10回	12回	13回	17回	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。						
3	地区会議公開講演会の開催回数	9回	8回	10回	8回	8回	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	196 (172)	183 (166)	188 (179)	222	-	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことにより、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。					0119	
(2)	科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	3 (2)	3 (2)	3 (3)	3	1	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。					0120	
(3)	科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	8 (6)	8 (7)	8 (8)	8	2	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。					0121	
施策の予算額・執行額	207 (180)	194 (175)	199 (190)	233	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-71(政策23-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進					担当部局名	官民人材交流センター	作成責任者名	総務課長 岡本信一			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供や制度等に関する広報・啓発活動を実施する。 					政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に伴い、それを効果的に行うため、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会を実施する。 					目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 			政策評価実施予定時期	平成28年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 民間委託による再就職決定率 (再就職者数/支援人数)	57.1%	25年度	基準年度以上	27年度	—	基準年度以上	—	—	—	—	—	再就職支援については、早期退職を希望し応募認定退職する者が対象となり、民間の再就職支援会社に業務を委託するものであるため、委託会社に状況確認・指導をするなどし、実行性の高いものにしていく必要があることから、再就職決定率を測定指標とする。 (*)再就職支援を継続中の利用者があるため、暫定値。
2 民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会	6回	26年度	6回	27年度	—	実施	6回	—	—	—	—	官民人材交流に関する制度等の周知のため、対象となる企業数が多く、説明会及び意見交換会の効果が見込まれる主要都市での説明会の開催回数を測定指標とする。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 再就職者数及び再就職支援人数							12人/21人					施策の利用者等を示すアウトプット指標。 (*)再就職支援を継続中の利用者があるため、暫定値。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
民間の再就職支援会社を(1)活用した再就職支援経費(平成25年度)	/	50 (7)	52 (1)	67	1	応募認定退職をするものであって、再就職支援を受けることを希望する者に対する再就職支援業務を民間の支援会社に委託して実施する。					0122	
施策の予算額・執行額	/	50 (7)	52 (1)	67	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					—		